

令和8年度京都府自殺トップセンター電話相談業務委託
落札者決定基準 別表

評価項目	評価内容		配点	
			※1 【仕様面】	※2 【企画書】
全体の評価 (仕様書) (40)	提案内容の的確性 (20)	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10	
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10	
	提案内容の実現性 (10)	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	10	
	事業への理解・知識 (10)	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	10	
提案項目 (企画書) (130)	相談者への対応 (75)	緊急対応を必要とする相談であるかどうかの判断基準や緊急対応時の連絡体制等は適切なものとなっているか。		15
		相談者の成育歴・心身の健康状態・家族構成・経済状況等の背景を踏まえた自殺リスクのアセスメントや対応方法が明確になっているか。		15
		相談者からの苦情などに対する考え方及び対応策が具体的かつ明確にされているか。		15
		相談者を福祉事務所や保健所などの適切な支援機関に繋げるための工夫はなされているか。		15
		複数の専門職が相談にあたり、幅広い相談に応じる体制になっているか。		15
	相談体制 (30)	相談員の資質向上のための工夫はなされているか。	10	
		相談員が安心して相談業務に従事できる環境、サポート体制は十分か。	10	
		個人情報の漏洩防止にも十分配慮した上でなされているか。	10	
	その他の独自の提案 (25)	仕様書で示す業務内容の他、応募者のもつ技術・ノウハウを活かした独自の提案があるか。【独創性】		10
		京都府の自殺の現状、地域性を踏まえた提案がなされているか。		15
業務実績 (10)	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		同種の実績が複数ある	10
			同種の実績がある	8
			類似の実績が複数ある	6
			類似の実績がある	4
			上記以外	2
府内企業 (10)	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。		府内に本店がある	10
			府内に支店、営業所等がある	6
			上記以外で府内在住者を雇用	4
			上記以外	0
子育て支援・ WLB (10)	子育て支援、ワークライフバランス等の推奨企業であること	ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価基準（※5）により加点		10
小計			100	100

※1：【仕様面】価格と同等に評価できる項目（仕様との適合性や※1の履行を確保するための項目<実施体制、業務実績等>）

※2：【企画面】価格と同等に評価できない項目（創造性、新規性等事業者の企画提案力に期待する内容）

※3：※1と※2の配点比率は1：1を基本とする

※4

5段階	配点	
	15点満点	10点満点
優れている	15点	10点
やや優れている	12点	8点
標準	9点	6点
やや劣っている	6点	4点
劣っている	3点	2点
仕様を満たしていない	失格	

※5：ワークライフバランス（WLB）企業認定（R7.4月基準）

複数の認定等に該当する場合は10点を上限としその合計点とする。

		配点	概要
厚労省	1. えるぼし認定		女性活躍推進法（第9条）に基づき、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業に与えられる認定
	・プラチナえるぼし	10	
	・えるぼし（3段階目）	8	
	・えるぼし（2段階目）	6	
	・えるぼし（1段階目）	4	
	2. くるみん認定		次世代育成支援対策推進法（第15条）に基づき、子育てサポートに積極的に取り組む企業に与えられる認定
	・プラチナえるぼしきるみん（特例認定）	10	
	・トライくるみん（新基準R7.4～）	8	
	・くるみん（新基準R7.4～）	6	
	・くるみん（旧基準H29.9～）	4	
京都府	3. ユースエール認定：	8	若者雇用促進法に基づき、若者の雇用管理状況が優良な企業に与えられる認定
	4. もにす認定：	8	障害者の雇用促進に関する取り組みが優良な企業に与えられる認定
	5. 安全衛生優良企業認定：	8	労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組む企業に与えられる認定
京都府	1. 京都府モデルワークライフバランス認証	10	仕事と出産・子育て、仕事と介護等の両立等ワークライフバランスに取組み認証基準を満たした企業が知事により与えられる認証
	2. 京都わかもの自立応援企業認証	10	京都府労働雇用政策室が若者の就労等の支援に関する条例に基づき、若者の雇用・職場定着の促進企業に与える認証
	3. 京都ハートフル企業認証	10	府が若者の雇用に積極的に取り組む企業に与える認証。若者の職場定着や自立促進が目的